

旅費補助基準（2019年度）

1 補助基準

(1) 旅費

科 目	区 分	基 準
旅 費	指 導 者 (県外指導者含む)	交通費：実費
		宿泊費：(夕食・朝食込) 実費額(上限 1名1泊 甲地方11,700 乙地方10,700円)
	選 手	交通費：実費
		宿泊費：(夕食・朝食込) 実費額(上限 1名1泊 甲地方11,700 乙地方10,700円)
	招聘指導者	交通費：実費
		宿泊費：(夕食・朝食込) 実費額(上限 1名1泊 甲地方11,700 乙地方10,700円)

- 甲地方・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
○乙地方・・・甲地方以外

- ※指導者・選手の交通費：①勤務地(学校)～会場地最寄駅間の料金
②公共交通機関の規定料金(最も経済的な通常の経路・方法により計算)
③自家用車利用の場合は、1キロにつき23円を補助
- ※外部指導者・トレーナーの交通費：①勤務地(学校)または自宅～会場地最寄駅間の料金
②公共交通機関の規定料金(最も経済的な通常の経路・方法により計算)
③自家用車利用の場合は、1キロにつき23円を補助

(2) 消耗品費 強化合宿、遠征等の強化活動に係る消耗品

(3) 消耗品費等の補助対象経費の範囲 別紙「消耗品費等の補助対象経費の内訳表」のとおり

2 宿泊費の補助における事業報告、及び宿泊に係る夕食・朝食費の調整額

宿泊の場合、補助事業者(交付決定先)あての「領収書」の原本(但し書きに、「宿泊日・泊数、宿泊人数、夕食・朝食の有無」が記載されたもの。又は、宿泊内容が記された明細書が添付されたもの。)を事業報告書に証拠書類として提出。

また、宿泊の領収書により、夕食費と朝食費が含まれていないことが明らかな場合、領収書等(業者の住所・氏名、日付、内容、金額・単価、人数など内訳が分かる詳細なもの)を提出することを条件に、夕食費相当1,700円・朝食費相当600円を上限額として補助することを可能とする。

ただし、その加算額を加えた宿泊費の補助金額は、支給基準の上限額である1名1泊あたり甲地方11,700 乙地方10,700円とする。

海外の宿泊費は、甲地方相当額とする。レート換算がわかるものを添付すること。